

競争参加停止措置の概要

1. 競争参加停止措置業者名 : 大和ハウス工業株式会社
業者の住所 : 大阪府大阪市北区梅田3-3-5
2. 競争参加停止措置期間 : 2022年1月18日～ 2022年4月18日
(3ヵ月)

3. 事 実 概 要 :

2021年11月17日、大和ハウス工業株式会社は建設業許可部局（近畿地方整備局）より以下の処分を受けた。

①建設業法第26条の規定に違反して、資格要件を満たさない者を主任技術者及び監理技術者として工事現場に配置していたことが、同法第28条第1項第2号に該当すると認められるとして、22日間の営業停止処分

②建設業法第15条第2号の規定に違反して、資格要件を満たさない者を営業所の専任技術者として配置していたことが、同法第28条第1項本文に該当すると認められるとして、指示処分

4. 競争参加停止措置理由 :

大和ハウス工業株式会社が建設業許可部局から建設業法に基づく監督処分（営業停止処分及び指示処分）を受けたことは、「阪神高速道路株式会社競争参加停止等取扱要領」別表第2第12号（建設業法違反行為）に該当するため。

<競争参加停止要領別表第2>

措 置 要 件	期 間
1～11 略	当該認定をした日から 1か月以上9か月以内
12 近畿地区の地域内において、建設業法（昭和24年法律第100号）の規定に違反し、工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき（次号に掲げる場合を除く。）	
13～15 略	